

令和3年度

国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率（理論値）の
本算定結果の概要について

1 事業費納付金について

- 令和2年12月末に国から示された確定係数に基づき算定した事業費納付金（以下「納付金^{※1}」という。）総額（激変緩和措置後）は、約545億2,200万円と、前年度（約562億3,400万円）と比較して約17億1,200万円（▲3.05%）減少している。
- 納付金総額が減少した主な要因は、被保険者数の減少により保険給付費（一般分）の推計額^㉒が、約2億円減少すると見込まれていることに加え、国から示された前期高齢者交付金^㉑が約30億円の増、普通調整交付金^{㉓㉔}が約4億円の増となっており、約11億円の減となった療養給付費等負担金^㉕などを差し引いてもなお総額で約22億円程度の歳入増^㉖が見込まれていることによるものである。
- 市町村ごとの納付金総額でも、30団体（85.71%）が減少し、5団体（14.29%）が増加している。
- 被保険者1人当たりの納付金（一般分^{※2}）^㉗は、120,054円と、前年度（123,401円）と比較して3,347円（▲2.71%）減少している。
- 市町村ごとの被保険者1人当たりの納付金（一般分）の増減率は、32団体（91.43%）が減少し、3団体（8.57%）が増加している。
- 減少している団体のうち最大の減少率は、▲5.87%（▲7,749円）である。一方、増加している団体の最大の増加率は、+3.03%（3,454円）である。

国民健康保険事業費納付金の本算定結果				
年 度	令和3年度	令和2年度	対前年度	
			増減数	増減率
納付金総額	54,522,044,847円	56,234,895,872円	▲1,712,851,025円	▲3.05%
うち一般分	54,515,445,508円	56,224,728,838円	▲1,709,283,330円	▲3.04%
被保険者数（一般分）	454,088人	455,623人	▲1,535人	▲0.34%
被保険者1人当たり納付金（一般分）	120,054円	123,401円	▲3,347円	▲2.71%

市町村ごとの増減率 (被保険者1人当たり納付金〔一般分〕)		減 少	増 加
対前年度	増減数	32団体	3団体
	割合	91.43%	8.57%
最大		▲5.87%(▲7,749円)	3.03%(3,454円)

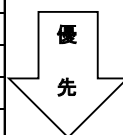
- ※¹) 納付金：各市町村が都道府県に納める金額。都道府県の給付費総額から、前期高齢者交付金や療養給付費等負担金、保険者努力支援制度（都道府県分）など都道府県に交付される公費を控除した額を、被保険者数や所得水準、年齢調整後医療費水準等に基づき市町村ごとに按分して算出している。
- ※²) 一般分：一般被保険者分の略で、国民健康保険被保険者のうち、退職被保険者等を除いた被保険者をいい、被保険者数ベースでは令和元年度末時点で全体の99.99%を占めている。

2 激変緩和措置の内容について

- 制度改革の前後で、被保険者の保険料（税）負担が急激に増加することを回避するための仕組みとして、前年度に引き続き激変緩和措置を実施した。
- 具体的には、平成28年度における被保険者1人当たりの納付金相当額と、令和3年度の1人当たりの納付金額を比較して、増加する金額のうち、例えば医療分は、対令和2年度比で自然増（3.04%）及び+ δ （0.00%）分^②を除いた金額を措置している。
- その結果、4団体に対し総額約6,300万円^②の措置を行っており、前年度（8団体、総額約1億6,200万円）と比較して4団体（▲50.00%）、総額ベースでは約1億円（▲61.27%）の減少となっている。

年 度	令和3年度	令和2年度	対前年度	
			増減数	増減率
激変緩和措置対象	4団体	8団体	▲4団体	▲50.00%
激変緩和措置額	62,872,223円	162,349,972円	▲99,477,749円	▲61.27%

財 源		
国の財政支援	暫定措置の一部	62,872,223
	追加激変緩和	0
	計	62,872,223
県1号繰入金	定率分(1/9)	0
合計		62,872,223



注) 国の財政支援のうち激変緩和措置に充てなかった残額(計約3億円)及び県1号繰入金定率分(1/9)(約10億6,000万円)は、納付金総額からの減算に使用。

3 標準保険料率（理論値）について

- 別紙「令和3年度 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率（理論値）」^{※³}（資料1-2）に記載のとおり。

※³) 標準保険料率（理論値）：

統一の算定ルールに基づき県が算定する理論値であり、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」（算定方式：宮城県は3方式）と、県内全ての市町村の標準的な水準を表す「都道府県標準保険料率」（算定方式：2方式）がある。なお、実際の保険料（税）率は、標準保険料率（理論値）を参考として各市町村が決定するため、今回の算定結果が実際の保険料（税）率を示すものではない。

4 令和3年度における各市町村の保険料（税）率の改正に関する検討状況
 （令和3年1月26日 現在）

- 令和3年度の国民健康保険料（税）率の改正に関する検討状況の調査の結果、「改正する予定」であると回答したのは7団体（20.00%）、「改正しない予定」であると回答したのは24団体（68.57%）となっている。残りの4団体（11.43%）については、「現時点ではわからない」と回答している。
- 「改正する予定」であると回答した7団体のうち、2団体が引き上げの見込み、4団体が引き下げ又は据え置きの見込み、残りの1団体は現時点ではわからないと回答している。

令和3年度における各市町村の国民健康保険料（税）率の改正に関する調査結果			
	団体数	割合	備考
改正する予定	7 団体	20.00%	
引き上げの見込み	2 団体		財政調整基金残高の減少等
引き下げの見込み	3 団体		
据え置きの見込み	1 団体		
現時点ではわからない	1 団体		
改正しない予定	24 団体	68.57%	
現時点ではわからない	4 団体	11.43%	

（令和3年1月26日 現在）